

平成29年第4回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成29年3月24日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後5時00分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
委員出席状況	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 国分 央 主査 大森 充浩 主任 横手 康雄 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第8号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 議案第9号 農地利用最適化推進委員の委嘱について</p> <p>日程第5 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

会 議 状 況

議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、7番、8番にお願いいたします。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
事 務 局	<p>〈議案朗読〉</p>
議 長	<p>本件担当の11番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
11番	<p>現地は耕運されており、いつでも耕作できる状態でした。</p>
議 長	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>譲受人は、土木建築資材などを販売しており、現在は、門扉、物置などのエクステリアや外溝工事関係資材の販売が順調となっている状況です。このエクステリア関係に使用する砕石などの骨材関係の置場が不足してきたことで、敷地拡張をする計画を立てたものです。</p>
議 長	<p>申請地の農地区分は2種農地であり、計画性も妥当であると考えられることから許可相当と考えます。</p>
委 員	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>ありません。</p>
委 員	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
議 長	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p>
事 務 局	<p>〈議案朗読〉</p>
議 長	<p>本件担当の11番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
6番	<p>現地の北側には申請者の看板が立っており、申請地は敷地拡張で入り口として使用されるような状態でした。</p>
議 長	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成28年の5月に除外申請を行い、同年12月に除外認可を受け、今回の申請に至っています。譲受人は、坂戸市に所在する主に土木工事を請負う建設業者であります。近年の事業運営において、飯能市及び日高市で請負う仕事が増加してきている状況から、経由地となる日高市内、当該申請地の北側に位置する土地を平成27年から借用し、資材置場を設置しました。現在、当該資材置場へ進入する際、専用</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>の進入路がないことから、譲渡人から当該申請地を進入路として許可をいただき一部を使用しておりました。しかしながら、今後も進入路として使用していくにあたり、畑への影響などを考え、現在進入路として使用している部分を資材置場と一体利用し整備する計画を立て、今回の申請に至っております。申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的に必要なことから許可相当と考えます。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 6 番 議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は何も作付されていない状況でした。</p> <p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成28年の5月に除外申請を行い、同年12月に除外認可を受け、今回の申請に至っております。転用目的については、当該申請地の近隣に休憩施設を有する24時間営業のコンビニエンスストアが存在しないことから、近隣住居者への買物及び休憩ができる環境を提供するため、今回の申請に至っております。申請地の農地区分は1種農地ですが、国道又は県道に接しており、ドライブインなどの休憩施設となるため例外規定に該当します。また、計画内容についても妥当と考えられることから許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 12 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>店舗はどのように配置されますか。</p> <p>申請地の北側に配置され、店舗の入口は県道飯能寄居線の方を向く計画です。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 6 番</p>	<p>事務局より4番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は申請者の会社のすぐ北側に位置します。雑草が繁茂している状態でし</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>た。 事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成 28 年の 5 月に除外申請を行い、同年 12 月に除外認可を受け、今回の申請に至っています。転用目的については、今後開催される東京オリンピックに関連した設備投資や公共工事等の拡大が見込まれており、現在の受注状況も大幅に増加していることで、更なる置場用地を確保する必要があることから、今回の申請に至っております。申請地の農地区分は 1 種農地ですが、敷地拡張の面積が既存工場敷地の 2 分の 1 以下となるため、例外規定に該当します。また、計画内容について妥当であること、隣接地を拡張することに必要性があることから許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 3 議案第 8 号 農用地利用集積計画（案）の決定について 日程第 3 議案第 8 号農用地利用集積計画（案）の決定について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長 8 番</p>	<p>〈議案朗読〉 本件担当の 8 番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は、もくせい通りの高麗神社の駐車場の向かい側に位置します。マルチが張られており、既に使用されている状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は、年間 200 日程度農業従事しており、露地野菜と栗を栽培する農業者です。農地を借受け、農業規模の拡大を目的としているものです。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 11 番</p>	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当、11 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は、土地所有者と同級生で現在、じゃがいも、里芋などの露地野菜を主に栽培しているとのことです。土地所有者が近年、何も栽培していないため、申</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>請地は雑草が繁茂している状態でした。申請者の話によると、申請地は耕運した後にビニールハウスを設置し、トマトを栽培する予定とのことでした。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 7 番 8 番</p>	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当、7番、8番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>No.1につきましては、3年前から土地所有者が体調を崩しているため、近年、申請地は耕作ができていない状況とのことでした。</p> <p>No.2につきましては、すでにビニールハウスが2棟設置されている状態でした。</p> <p>No.3につきましては、県道飯能寄居線の西側に位置し、現在は何も作付されていなかったのですが、いつでも耕作ができる状態でした。</p> <p>No.4につきましては、現在、ビニールハウスが設置されており、作付けがされている状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>いずれの申請地もいるま野地域明日の農業担い手育成塾へ入塾する新規に就農を目指す人材の研修地とするための設定となります。なお、今回の研修する人材は3名となっており、No.1の土地について、目指す営農類型は露地野菜と施設野菜としています。No.2の土地について、目指す営農類型は施設野菜としています。No.3、No.4の土地について、目指す営農類型は無農薬野菜の栽培としています。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>新たに就農される方はどちらにお住まいですか。</p> <p>市内2名と毛呂山町1名になります。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より4番の朗読をお願いします。</p>

<p>事務局 議長 8番</p>	<p>〈議案朗読〉 本件担当、8番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地はもくせい通りの藤川屋酒店を東に進んだところに位置します。現在は、緑肥がまかれている状態でした。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は、都内で保育園経営をしており、園児の給食の食材生産や食育を目的に、日高市で第1号となる農業参入企業として、平成22年12月から南平沢地区を中心に営農を開始いたしました。その後、順調に営農を続け、農業生産法人を平成25年9月に設立し、現在は所有地も含め約3haの規模で営農しております。今回は、平成23年に設定した利用権の更新を行うものです。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議長 委員 議長 13番</p>	<p>事務局より5番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当、13番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は市役所から大字駒寺野新田に向かう途中にあります。いつでも耕作ができる状態でした。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は、平成27年4月に、いるま野地域明日の農業担い手育成塾へ入塾し、当該利用権設定地の一部を研修地として、2年間の模擬経営研修を実施し、4月から農業者として営農を開始する方となります。 営農類型は露地野菜などとしており、研修期間中は直売所や丸広などの店舗へ出荷し、約180万円の売り上げを出しております。 新規就農者として、個人で農地を借受けて営農していくこととなります。ご審議、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>日程4 議案第9号 農地利用最適化推進委員の委嘱について</p>	

議 長	<p>日程4議案第9号農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。この議題については、前回の総会にて委員の選出における評価基準を協議しています。その際に意見のありましたことを踏まえ、再度、評価基準を作成してあります。始めに評価基準について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 議長 委員 議長	<p>〈説明〉 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 意見等がないようでしたら、この評価基準において委嘱者を選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。 異議なしと認めます。それでは、評価基準の(案)を消していただき、この基準に基づいて、委嘱者を選出したいと思います。事務局より農地利用最適化推進委員の候補者について説明をお願いします。</p>
事務局 議長	<p>〈説明〉 事務局より説明がありましたが、評価基準に基づき区域ごとに1名の選出をしたいと思います。まず、担当区域の1, 3, 4, 5, 6については、1名の公募結果となっています。この結果から、申し上げた区域については、その1名について評価を行い、選出したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。何か質疑、意見がございましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>ありません。 質疑、意見なしと認めます。続いて、担当区域の2についてですが、2名の公募結果となっています。この2名について評価を行い、1名を選出したいと思います。評価基準に基づき評価した結果、資料2のとおりとなっています。評価の結果から判断しますと候補者Bが適任と思われませんが、いかがでしょうか。何か質疑、意見がございましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>ありません。 質疑、意見なしと認めます。お諮りします。只今、評価基準において選出した6名を農地利用最適化推進委員として委嘱することによりよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。 異議なしと認めます。選出した6名を農地利用最適化推進委員として委嘱することに決定いたしました。なお、農地利用最適化推進委員について、4月5日に委嘱式を行う予定です。また、4月25日開催の総会に出席していただくことを予定しています。</p>
議長 委員 議長	<p>日程第5 専決処分の報告について 日程第5専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印